

岩手県告示第985号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成27年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市大船渡町地区
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年11月28日から平成28年12月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）